

ホームページを活用した政務活動費に関する情報の提供の あり方について（中間報告）

議会運営委員会

府議会においては、政務活動費の成果・使途に関する府民への説明責任を一層果たすため、次のとおり、ホームページを活用した府民への情報提供を新たに制度化することが適当と考える。

- 1 領収書の写し等、議会図書館で閲覧可能な政務活動費に関する全ての提出書類については、そのまま府議会のホームページで公開すること。
- 2 開始の時期については、「運用マニュアル（平成27年7月改訂版）」の検証・見直しとともに、平成30年度分から実施する方向で、引き続き検討すること。
- 3 上記の内容を法制度上の義務として実施するため、「京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）」を平成30年2月定例会で改正すること。